# 営業等・農業・不動産・山林所得を申告される方へ(お願い)

- ○申告時には必ず次の書類をご持参ください。書類がない場合は受付できない場合があります。
- 1 収支内訳書(必ず各自で記入してきてください。)
- 2 収入金額を証明する書類(販売証明・帳簿・通帳・給付金の種類及び金額が分かるものなど)
- 3 領収書・証明書等(農業協同組合発行の購買リスト・農業共済組合が発行する水稲共済金の各振込みのお知らせ)・市 発行の減価償却表など

新しく機械等(減価償却資産)を購入されたときは販売証明が必要です。

# 各種給付金の課税上の取り扱いについて

国や地方公共団体から支給された給付金については法令上、その対象者や目的によって課税対象となるか否かが異なります。 地方公共団体が独自財源により給付を行ったものは一時所得に該当し、課税対象となります。ただし、一時所得は50万円の特別控除額があるため、課税対象分の一時所得の収入合計が50万円を超えない場合は申告の必要はありません。

# ○課税対象となる令和6年中の給付金の例

• 阿南市物価高騰対策支援給付金(うち、非課税世帯では3万円、課税世帯及び未確定世帯では10万円が課税対象。 また、課税世帯及び未確定世帯での子ども加算分(子ども一人あたり3万円)についても課税対象。)

# 申告相談会場の混雑緩和にご協力ください

# ~作成に時間を要する書類の事前作成~

申告相談会場での滞在時間を短縮するため、相談に時間を要する<u>収支内訳書及び医療費控除の明細書</u>はあらかじめご自宅での作成をお願いします。

# ~申告書は郵送でご提出ください~

完成した 市民税・県民税の申告書は郵送での提出が可能です。申告受付窓口の混雑緩和を図るためにも、可能な限り郵送での申告をお願い致します。

郵送する際、完成した申告書 (必ず電話番号を記載してください)、添付書類及び本人確認書類の写しを封筒に入れてご 郵送ください。税務課の受付印を押した控えが必要な方は、返信用封筒(宛先・宛名を記入し、切手を貼ったもの)も同 封してください。

# 申告相談期間および会場

期間:2月17日(月)から3月17日(月)まで(土日祝除く) <u>午前8時30分から午後4時まで</u>会場:阿南市役所 1階多目的スペース(正面玄関の右側) ※相談開始は午前9時から

- ○所得税の還付等、簡易な内容に限り確定申告の受付も行います。
- ※分離課税・住宅借入金等特別控除・青色申告・準確定申告・過年分の確定申告は阿南市役所では受付できません。 ※内容によっては阿南税務署へご案内させていただく場合があります。
- ○会場の混雑が予想されますので、**確定申告をされる方は、便利な e-Tax (電子申告) をご活用ください。**ご自宅等からパソコンやスマートフォンで簡単に申告することができ、大変便利です。
- ○駐車場の混雑が予想されますので、ご来庁の際はできるだけ公共交通機関をご利用ください。

# 地区別出張申告相談 各会場の受付時間は、午前10時から午後3時30分まで(伊島漁協では午後3時まで)です。 ※混雑の状況により、受付時間が変更になる場合がございますので、ご了承ください。

日程		受付会場	受付できる地区				
2月18日	火	桑野公民館	桑野・内原・山口・阿瀬比				
2月19日	水	長生公民館	長生				
2月20日	木	加茂谷公民館	楠根・熊谷・吉井・加茂・深瀬 十八女・水井・大井・大田井 細野				
2月21日	金	大野公民館	上大野・中大野・下大野				
2月25日	火	那賀川支所	三栗・北中島・色ヶ島・敷地・ 黒地				
2月26日	水	那賀川支所	大京原・原・西原・江野島・ 小延・島尻				
2月27日	木	那賀川支所	赤池・古津・上福井・苅屋・ 工地・芳崎				
2月28日	金	那賀川支所	今津浦・八幡・手島・豊香野・ 日向・中島				
3月3日	月	羽ノ浦公民館	岩脇				

		日程		受付会場	受付できる地区		
		3月4日 火		羽ノ浦公民館	古庄・古毛・明見		
		3月5日	水	羽ノ浦公民館	宮倉		
		3月6日 木		羽ノ浦公民館	春日野・西春日野		
•		3月7日	金	羽ノ浦公民館	中庄		
		3月10日	月	福井町総合センター	福井		
		3月11日	火	新野公民館	新野		
		3月12日	水	橘町総合センター	橘		
		3月12日	水	伊島漁協	伊島		
		3月13日	木	椿公民館	椿・椿泊		
•		3月14日	金	津乃峰総合センター	大潟・津乃峰・見能林・才見・ 中林		
	١,						

※富岡地区、宝田地区、中野島地区の方は、阿南市役所をご利用ください。 ※地区別出張申告相談の閉場時間は午後3時30分ですのでご注意ください。

## お問い合わせ・由告書の郵送先

**阿南市役所税務課市民税係 ☎0884-22-1114 内線 2231~2234** 国民健康保険税については諸税係 内線 2237・2238 〒 774-8501 阿南市富岡町トノ町 12 番地 3 1 階 8A 窓□ https://www.city.anan.tokushima.jp/

令和7年度(令和6年分所得)

# 市民税・県民税申告の手引

( 阿南市役所

市民税・県民税の申告につきましては、毎年市民の皆様方のご協力をいただきありがとうございます。令和7年度の市民税・県民税の申告書は、課税資料として重要となりますので、3月17日までに提出してください。なお、無収入の方でも所得証明などの証明書が必要となる方、各種行政サービスの提供を受けるため所得確認が必要となる方は、申告をお願いします。

# 申告期間 … 2月17日(月)から3月17日(月)まで

# **□**令和7年1月1日現在、阿南市に住所を有する方で、次に該当する方

- (1) 前年中 (令和6年1月1日~令和6年12月31日) に所得のあった方
- (2) 給与所得者で次に該当する方
  - (ア) 勤務先から市役所への給与支払報告書の提出がない方
  - (イ) 給与以外の所得があった方

給与所得者で給与所得以外の所得の合計が 20 万円以下の方は確定申告をする必要はありませんが、市民税・ 県民税の申告をする必要があります。

- (ウ) 扶養の変更や所得控除(雑損・医療費・寄附金など)の追加がある方
  - ※各種控除を加えるなどし、所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。
- (エ) 前年中に会社等を退職し、年内に再就職していない方
- (3) 公的年金等の受給者で次に該当する方
  - (ア) 受給先から市役所への公的年金等支払報告書の提出がない方
  - (イ) 公的年金以外の所得があった方
    - 公的年金収入の金額が400万円以下で、公的年金以外の所得金額が20万円以下の方は、確定申告をする必要はありませんが、市民税・県民税の申告をする必要があります。
  - (ウ) 雑損控除・医療費控除・社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除・寄附金税額控除などを受けようとする方
    - ※各種控除を加えるなどし、所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。
- (4) 国民健康保険に加入されている世帯主のうち、給与・年金などの課税所得がない方 詳しくは税務課諸税係(TEL 22-1114)までお問い合わせください。

# 2日令和7年1月1日現在、阿南市に住所を有しない方で、阿南市内に事務所・ 事業所または家屋敷を有する方

# 申告に必要な

必要

な

方

※市民税・県民税申告においては、個人番号(マイナンバー)を使用します。

市役所へご提出いただく市民税・県民税申告書にはマイナンバーの記載が必要であるとともに、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。(本人確認書類:マイナンバーカード または、通知カード+運転免許証、被保険者証など)

- 1 申告書
- 2 給与収入がある方は、前年中の源泉徴収票、給与明細、支払証明書など
- 3公的年金等の源泉徴収票
- 4 営業等・農業・不動産などの収入がある方は収支内訳書 (必ず各自で記入してきてください。) 及び、前年中の収入と経費がわかる帳簿・領収書など (裏表紙参照)
- 5 前年中に支払った生命保険料・地震保険料・国民健康保険税・国民年金保険料・介護保険料・後期高齢者医療 保険料の領収書または納付(控除)証明書など
- 6 雑損・障害者・勤労学生の各種控除を受けられる方は、領収書・支払証明書・障害者手帳など
- 7 医療費控除を受けられる方は、医療費控除の明細書(必ず各自で記入してきてください。)
- ※添付がない場合は、医療費控除の適用が出来ませんのでご注意ください。
- 8 寄附金税額控除を受けられる方は、寄附金の領収書など
- 9 所得税の確定申告をされる方は、e-Tax の利用者識別番号が分かるもの 利用者識別番号をお持ちの方は、ご自宅等で簡単に e-Tax (電子申告) で確定申告をすることができます。 詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

# **1 主な所得の種類** (令和6年1月1日から令和6年12月31日までの所得)

種 類	内		容	種	類	内	容	控除額		
営業等所得	融業、運輸業、個営業から生ずる所	多理業、サービ 所得と、医師、	造業、建設業、金 ス業などいわゆる 弁護士、大工、外	医療費	責控除	(支払額) - (補で 円と総所得金額等 いずれか低い金額)	の合計額の5%の	最 高 200万円		
呂耒寺川侍	業等所得 交員、集金人など自由職業または畜産業、漁業など農業以外の事業から生ずる所得です。なお、収入金額は源泉徴収された所得税を差し引く前の金額を記入してください。		Пото		(スイッチ OTC 対象医薬品の支払 最 高額) - (補てん額) - 1万2千円 8万8千円 ※医療費控除とスイッチ OTC 薬控除を併用することはで					
農業所得		 果樹などの栽培	- 、養蚕・養豚・養 す。	控	除	きません。				
不動産所得	土地や建物などの	カイリア カイマッグ カイス かんしょう アイス かんしょう しゅう アイス かんしょう アイス アイス かんしょう アイス アイス かんしょう アイス	を 権、永小作権、借 の貸付けによって	控 	保険料 除	保険税 (料)、雇用 険料、後期高齢者 共済組合掛金など	用保険料、介護保 新医療保険料、各	支払保険料の合計		
利子所得		および公募公社	びに合同運用信託、 債等運用投資信託 ます。		美企業 手掛金 除	第1種共済契約に 人型年金加入者接 扶養共済制度の掛	金、心身障害者	支払保険料 の 合 計		
配当所得	当、公社債投資係	三託および公募 三託および特定	・分配、利益の配 公社債等運用投資 受益証券発行信託 ます。			一般生命保険料、 料それぞれについ た控除額の合計額 新契約(平成24年1月	て、以下の表に基 (最高7万円)			
			などの所得のこと			支払った保険料の		段料控除額		
	です。所得は前年	F中に収入する	ことが確定した金			12,000円以下		保険料の金額		
給与所得	で勤務先より受命	頂した源泉徴収	し引く前の金額) 票に記載されてい ます。給与所得の			12,001円~32,00		R険料の金額) +6,000円		
	金額は「簡易給きなお、申告時には			32,001円~56,00	×1/4+	保険料の金額) 14,000円				
	持参ください。				<b>保険料</b>	56,000円超 28,000円				
			不動産所得、事業所	控	除	旧契約 (平成23年12月31日以前に締結したもの)				
			譲渡所得および一時をいい、公的年金等、			支払った保険料の		生命保険料控除額 支払った保険料の金額		
	非営業用貸金の利					15,000円以下				
	(1)公的年金等					15,001円~40,00	иш і	(支払った保険料の金額) ×1/2+7,500円		
	受給者の年齢 公的 65 歳 未満 1.3 昭 和 35 年 4 10	割合 控除額 — 600,000円 75% 275,000円			40,001円~70,00	)O円 (支払った係	保険料の金額) 17,500円			
	1月2日 7,70	00,000 円以下	85% 685,000円		70,000円超	35,	000円			
雑 所 得	生まれた人 7,70 <b>65歳以上</b> 3,30 昭和35年 4,10	95% 1,455,000 円 - 1,100,000 円 75% 275,000 円 85% 685,000 円	1,100,000 円 275,000 円		※新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合 新契約と旧契約それぞれで算出した金額の合計額が控除額となります(最高2万8千円)。					
	以前に 7,700,000 円以下 85% 685,000 円 生まれた人 7,700,000 円超 95% 1,455,000 円 公的年金等以外の所得金額が1,000万円を超える場合は控除額を10万円減額、2,000万円を超える場合は控除額を20万円減額となります。					地震保険料、旧長 以下の表に基づい 高2万5千円)				
			営利を目的とした継			地震保険料				
		続的なものです。 の他…(1)(2)以外のものです。				支払った保険料の	金額 地震保険	<b>食料控除額</b>		
	[総合譲渡]…ゴルフ会員権、機械器具、骨董		機械器具、骨董品			50,000円以下	支払額	頂×1/2		
譲渡所得		どの譲渡による		抱放	除	50,000円超	25,	000円		
P1X //X /// IVJ	[分離譲渡]…土	—	1.5.	旧長期損害保険料(	平成18年12月31日までに	締結したもの)				
		る所得です。 - 辞馬 辞絵				支払った保険料の		<b>食料控除額</b>		
一時所得	賞金品、懸賞金品   険金・損害保険会		の払戻金、生命保 の所得です。			5,000円以下		保険料の金額		
			手当などの所得です。			5,001円~15,00		/2+2,500円		
退職所得		は退職所得は	艮職時に課税され、			本人または配偶者		5501 3		
山林所得			戈採して譲渡した によって生ずる所			に該当する場合				
	得です。					①精神上の障害に 力を欠く常況に ②知的障害者		障害者 260,000円		
	1	から令和6年12月3	1日までに支払ったもの)	<u>,  </u>		②知时障害有   (療育手帳交付者	≦)	特別障害者		
種 類	内	容	控 除 額	││ <sub>╓╈</sub> ᇠᆿ	ᆉᆎᇟ	A は特別障		1寸川坪古日		

2 所得控除金額 (令和6年1月1日から令和6年12月31日までに支払ったもの)							力を欠く常況にある人 ②知的障害者 (療育手帳交付者)	260,000円
種 類 内 容 招				除	額	障害者控除	(原月子帳文刊有)   … Aは特別障害者	特別障害者 300,000円
雑損控隊	× 10%) ② (損失額-保険	署等の証明書添付) 金等による補てん 身金額等の合計額	①¿	<u>こ</u> ②の いら 高い方	ずれ	<b>桿舌</b> 有狂味	③精神障害者保健福祉手帳交付者 … 1級は特別障害者 ④身体障害者手帳交付者 … 1・2級は特別障害者 ⑤年齢65歳以上の人で、その障害 の程度が①、②または④に掲げる方と同程度であるとして福祉 事務所長の認定を受けている人	同 居特別障害者 530,000円

※この説明書は、現行法により作成してありますので、税法の改正により内容が変わることがあります。

種類			控除額	種類					
1= XX	①夫と死別後再婚していない人 夫が生死不明の人で、前年の合額が500万円以下の人	- 260,000円	1 1	内 容 合計所得金額が 1,000 万円以下の納税者が生計を一にする配偶者を有する場合は、配偶者特別控除が受けられます。					
寡婦控除	②夫と離別後再婚していない人 生死不明の人で、扶養親族があり 前年の合計所得金額が500万人		配偶者	配偶者の 合計所得金額 48万円超100万円以下		<ul><li>納税義務者の合計所</li><li>900万円 900万円超以下 950万円以下</li><li>控除額</li><li>33万円 22万円</li></ul>		900万円超	
ひとり親 控 除	婚姻歴の有無や性別にかかわらの総所得金額等が 48 万円以下一にする子を有する単身者で、年の合計所得金額が 500 万円以	の生計を かつ、前	300,000円	特別控除   1		PUT PUT PUT PUT PUT	31万円 26万円 21万円 16万円 11万円	21万円 18万円 14万円 11万円 8万円	11万円 9万円 7万円 6万円 4万円
勤労学生 控 除	大学生・高校生・一定の専修学等で、前年の合計所得金額が7下で、かつ、自己の勤労によらが10万円以下の人	5万円以	260,000円	 	125万円超 130万円 130万円超 133万円起 133万円起	刊以下 刊以下	6万円 3万円 0円 容	4万円 2万円 0円	2万円 1万円 0円 控除額
	合計所得金額が1,000万円以下 する配偶者で前年の合計所得金 上記のうち昭和30年1月1日 配偶者。※内縁関係の人は配偶	額が 48 万 以前生まれ	円以下の人。 れの人は老人	一般 扶養 特定 理者類外の人	生計を一にする配偶者以外・の親族等で、前年の合計所	23 歳 19 歳	から 18 歳 から 69 歳 から 22 歳	まで	330,000円 450,000円 380,000円
配偶者控除	納税義務者の控除		老人控除	除一根	得金額が48 万円以下の人	70 歳 0 歳 <i>t</i>	以上 Nら 15 歳ま		450,000円
	合計所得金額	対象 配偶者	対象 配偶者					<b>控除額</b> 13万円	
	900万円以下	33万円	38万円	基礎控除	2,400万円超 2,450万円以下			- '2	29万円
	900万円超 950万円以下 22万円		26万円		2,450万円超 2,500万円以下			-	15万円
	950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円		2,5	00万円	超	ī	囲なし

※年齢の判定は、令和6年12月31日時点(前年中に死亡している場合は、死亡時点)です。

## ● 課税総所得金額の計算 所得金額の合計額 課税総所得金額 所得から差し引かれる金額の合計額 円 千円 円 市 ● 税額の計算 \*\*分離課税に係る所得等がある場合は計算方法が異なりますので、詳しくは税務課までお問い合わせください。 \*\*市民税均等割3,000円及び県民税均等割1,000円が課税される方には、森林環境税(国税)1,000円も併せて課税されます。 民 区分|課税総所得金額 税率 算出税額 税額控除等 均等割額 年税額 税 市民税 × 6% 円 円 百円 千円 百円 県民税 千円 4% 円 円 百円 円 百円

# ● 税額控除等

(配当控除)

民

税

の

計

算

方

式

課税所得金額 市民税 県民税 1.000万円 以下の部分

1.6% 1.2% 1,000万円 0.8% 0.6% 超の部分

(配当割額または 株式等譲渡所得割額の控除)

区分 市民税 県民税 配当割または 3/5 2/5

(住宅借入金等特別税額控除)

前年分の所得税において平成21年から令和7年12月末までの 入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、次の①と ②のいずれか少ない方の金額。

① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額 (特定増改築等に係る住宅借入金等の金額または平成19 年・平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する 場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)

前年分の所得税に係る課税総所得金額等の5% (限度97,500円) ※居住年が平成26年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定の適用があ る場合は令和4年まで)であって、特定取得、特別特定取得(特例取得及び特別特 例取得を含む。) 又は特例特別特例取得に該当する場合は7% (限度136.500円) 市民税 3/5 県民税 2/5

(寄附金税額控除)

税額控除の対象となる寄附先の団体 ①都道府県·市町村または特別区(ふるさと納税) ②住所地の道府県共同募金会・日本赤十字社支部 3県、市が条例で指定する団体 基本控除額=(寄附金額-2,000円)×10%

(市民税 6%、県民税 4%) ※寄附金額は、総所得金額等の30%が限度です。 ①のうち特例控除の対象となる寄附金に ついては、特例控除が加算されます。 特例控除=(寄附金額-2,000円)

× (90%-所得税の税率×1.021) ※特例控除額は市・県民税所得割額の 20%が限度です。

(所得金額調整控除) ※①及び②の両方に該当する場合は、①の控除後に②が控除されます。

①給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する人	②給与所得と年金所得の合計金額が10万円を超える人
• 特別障害者に該当する	≪計算式≫
<ul><li>年齢23歳未満の扶養親族を有する</li><li>特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する</li></ul>	(給与所得+公的年金等雑所得) — 10万円
≪計算式≫	※給与所得、公的年金等に係る雑所得ともに上限額 10 万円
(給与等の収入額(1 000 万円を招える場合は 1 000 万円) - 850 万円)× 10%	

※一部所得や控除等については、各年度の納税通知書が送達されるまでに申告していただく必要があります。詳しくは税務課までお問い合わせください。

# 令和7年度 市民税・県民税の主な改正点

• 住宅ローン控除の拡充(子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額の上乗せ、新築住宅の床面積要件 の緩和)

前年分の

所得税額

※ 詳細については阿南市ホームページをご参照ください。

# 申告期間中の 注意点

1. 市役所申告会場の駐車場について

駐車場の混雑が予想されますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。お車またはバイクでお越しの方は、地下駐車場及び庁 舎東側の駐車場をご利用ください。また、駐輪場は、庁舎西側と東側に設けています。

2. 申告期間中の電話問い合わせについて

2月17日(月)から3月17日(月)は、市民税係職員の多くが受付会場に移動しているため、すぐに対応できない場合があります。 電話でのお問い合わせは、できるだけ2月14日(金)までにお願いします。ご理解とご協力をお願いいたします。